

CSR 行動基準

1) 株主・投資家

1. 株主・投資家等に対して、当社の会社情報に関係法令に従い、正確で適切な時期・方法により適時・公平に情報発信を行います。
2. 職務や取引に関連して知り得た、当社、関係会社及び取引先の未公表情報を利用しての株式の売買等有価証券に関する取引及びその情報を利用して第三者への利益提供又は便宜供与を行いません。

2) 人権・労働

1. すべての従業員をその自由意思において雇用し、従業員に強制的な労働を行わせません。
2. すべての企業活動の場において、あらゆる人の基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、年齢、社会的身分、国籍、民族、宗教又は障害の有無等の理由による差別、虐待や各種ハラスメント等過酷で非人道的な扱い及び個人の尊厳を傷つける行為をいたしません。
3. 最低就業年齢に満たない児童の雇用及び就労をさせません。また 18 歳未満の従業員に対しては、特に健康、安全及び道徳に配慮し、時間外・休日労働、深夜業及び危険有害業務を行わせません。
4. 従業員及び求人応募者に対して、不要な金銭支払義務を負わすことはいたしません。
5. 求人・雇用における差別を無くし、機会の均等と公平な処遇の実現に努めます。
6. 従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行いません。
7. 労働条件の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重します。

3) 安全衛生

1. 自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じます。
2. 労働安全衛生に関連するあらゆる法令を遵守し、職場の労働安全衛生上のリスク並びに身体的負荷かかる作業の特定、評価及び適切な対応により、労働災害及び労働疾病の防止に努め、従業員が安心して働くことのできる安全で衛生的な職場環境作りを推進します。
3. 労働災害及び労働疾病の状況を把握し、適切な対策を講じます。
4. 発生し得る災害・事故などを想定し、従業員の生命・身体の安全を守るため、緊急時の対応策を準備し、職場内への周知を徹底します。
5. 従業員の生活のために提供される施設の安全衛生を適切に確保します。
6. すべての従業員に対し、法令に基づく健康診断の実施等により適切な健康管理を行います。

4) 環境

1. すべての製品及び製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理します。
2. 環境マネジメントシステムを構築し、運用します。
3. 排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、環境への影響を最小限にするよう努めます。
4. 所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また行政から要求された管理報告

を適切に実施します。

5. 環境保護関係法令を遵守し、PDCA サイクルによる監視・改善活動により、環境保全活動、省資源・省エネルギー活動、資源・エネルギーの有効活用の推進、温室効果ガス排出量及び産業廃棄物の削減に努めます。
6. 環境活動の成果について、必要に応じて適切な方法により開示します。

5) 公正取引

1. 政治・行政と健全で正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行いません。
2. 優越的地位の濫用による、サプライヤに対して不利益を与える行為及び職務に関連して個人的な利益を受ける行為を行いません。
3. ステークホルダーとの関係において、不適切な利益の供与や受領を行いません。
4. すべての取引において、自由競争原理に基づき、独占禁止法等の関係法令を遵守し、公正かつ透明な自由競争を阻害する行為を行いません。
5. 消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供します。
6. 他者の知的財産権を侵害しません。
7. 法令等で規制される技術や物品の輸出に関する管理体制を整備し、適切な輸出手続きを行います。
8. ステークホルダーに対する情報の提供及び開示について、必要に応じて適切な方法により行います。
9. 不正行為を予防し、また早期の発見及び対応に努めます。

6) 反社会的勢力の排除

1. 反社会的勢力とは、取引関係も含め一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、民事・刑事の両面からの法的手段を講じるとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
3. 反社会的勢力からの被害を防止し、組織的に対応するため、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備します。
4. 反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても、裏取引、不適切な資金供与及び便宜の提供は一切行いません。

7) 品質・安全性

1. 自社の責任で製品設計を行う場合、各国における製品の安全性に関する法令を遵守し、また通常有すべき製品の安全性に配慮し、安全基準を満たします。
2. 品質マネジメントシステムを構築し、運用します。

8) 情報セキュリティ

1. コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、社内外に被害を与えないように管理します。
2. 顧客・第三者・従業員の個人情報等を不正若しくは不当に取得、利用、開示又は漏洩しないよう適切に管理します。
3. 顧客や第三者から受領した機密情報を不正若しくは不当に取得、利用、開示又は漏洩しないよう適切に管理します。

9) 社会貢献

1. 国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を行います。

10) 会社財産

1. 設備、備品、資金及び情報等すべての会社の資産を会社の適正な業務遂行の目的にのみ使用し、これらの紛失、漏洩、盗難又は不正利用されないよう管理を徹底します。
2. 知的財産権が会社の重要な財産であることを認識し、業務によってなされたあらゆる発明考案等を会社の権利として保護するとともに効果的に活用し、第三者により侵害又は不正に利用された場合には迅速に対抗措置を講じます。
3. 会社との競合事業に関わり、または会社の利益に優先して従業員個人若しくは第三者の利益を図る等、会社の利益に相反する行為を行いません。

11) 紛争鉱物についての取り組み

1. コンゴ民主共和国やその隣接国、紛争地域、高リスク地域（CAHRAs）において、人権侵害や暴力行為を行う武装勢力の武器購入や戦闘維持のための資金源となるタンタル、錫、タングステン、金などの紛争鉱物を製品に使用せず、サプライチェーンの透明性確保のために紛争鉱物不使用に向けた取り組みを実践し、紛争の助長防止、人権侵害及び暴力行為への加担の回避に向けた取り組みを推進します。

12) 飲酒運転及び違法薬物

1. 役員及び従業員は、いかなる理由があっても、飲酒運転を決して行いません。また、国内外を問わず、車両を運転する人への飲酒の勧め又は飲酒した人への車両の提供等、飲酒運転を助長する行為を一切行いません。
2. 役員及び従業員は、いかなる理由があっても、違法薬物及び危険ドラッグの所持、使用、製造、売買及び流通等の行為には一切関与しません。また、海外に渡航した場合において、たとえ当該国で合法と認められるものであっても、日本国内の法令に準じて行動します。

13) 行動基準遵守の徹底

1. 役員及び従業員は、本行動基準を正しく理解し、これを遵守します。
2. すべての管理者は、日常業務遂行に際し率先して本行動基準の遵守し、従業員に対する周知の徹底を図り、必要な場合は職権の行使により遵守させるよう努めます。
3. ビジネス社会において遵守すべきあらゆる法令及びルールに違反し、または隠蔽・改ざん・捏造・偽装等を行った場合には、懲戒処分の対象として厳正に対処し、必要に応じて法的措置を講じます。
4. 当社を取り巻くあらゆる環境を考慮して本行動基準を定期的に改訂し、実情に即した運用を行います。